

○第4次選挙制度審議会総会第4回総会（昭和41年8月16日）議事速記録より抜粋

選挙の手續に関する小委員会委員長報告要旨

選挙の手續に関する小委員会の審議の経過および結果について、とりまとめてご報告申し上げます。

すでにご報告のありましたように、第一委員会および第二委員会におかれましては、第三次選挙制度審議会に引きつづき、政党本位の選挙制度を実現するための選挙区制その他選挙制度の根本的改善について審議を続行してまいられたのですが、これらの問題以外にも選挙人名簿制度、不在者投票制度等、主として選挙の手續に関して再検討を必要とする重要な問題がありますので、第四次選挙制度審議会におきましては、新たに選挙の手續に関する小委員会を設置してこれらの問題の審議に当たるとされたことはご承知のとおりであります。

（一 審議の方針）

まず、当委員会の審議の方針についてであります。当面、選挙の手續に関し審議すべき事項として、選挙人名簿、立候補手續、記号式投票、不在者投票、選挙公営手續、選挙管理機構の改善等の諸問題が考えられましたが、これらの問題のなかには、現在、第二委員会において審議されている問題と密接な関連をもっているため、その間の調整を必要とすることとなるものが多いので、当委員会としては、とりあえず、政党本位の選挙制度と直接の関連のない、各選挙を通じて共通の選挙手續についての改善案の審議を行なうこととし、選挙人名簿制度および不在者投票制度の改善を真先にとりあげ、検討することといたしました。

（二 審議経過）

当委員会は、昨年の9月28日以来、8回にわたって審議を続け、選挙人名簿制度の改善につきましては一応の結論を得ましたが、その他の問題につきましては、なお検討をいたしているところであります。以下、その大要についてご報告申し上げます。

(三 審議の概要)

(1. 選挙人名簿制度)

ご承知のとおりこれまでの選挙人名簿制度は、毎年、定時に職権により基本選挙人名簿を調製し、選挙のたびごとに、補充的に申出により補充選挙人名簿を調製することといたしておりますが、年々膨大な経費と労力を必要とするばかりでなく、脱漏、誤載を生じ易く、二重登録のおそれもある等、その欠陥が顕著になってきたことが指摘されていたのであります。そこで、小委員会といたしましては、選挙管理の実務担当者から選挙人名簿調製上の問題点について意見聴取を行ない、制度改正の方向について種々論議を重ねた結果、この際選挙人名簿制度の抜本的な改善策を講ずることとし、別紙1のとおり「永久選挙人名簿制度要綱」をとりまとめ、本年2月15日の総会に報告し、ご了承を得たのであります。

この「永久選挙人名簿制度要綱」の内容につきましては、前回の総会における委員長報告でも触れたところでありますので省略させていただきます。

政府は、この「永久選挙人名簿制度要綱」に基づきまして、直ちに法制化の作業にとりかかり、第51回通常国会に「公職選挙法の一部を改正する法律案」としてこれを提出したのであります。永久選挙人名簿制度に移行するためのこの改正法律案の内容はほとんど審議会において了承された「要綱」のとおりであります。立法化に当たりさらに次の諸点について検討が加えられております。

第一に、永久選挙人名簿を年に何回修正するかということであります。要綱では、一応年に3回程度として、具体的には実務にゆだねるものとしておりますが、結局名簿の修正は毎年3月および9月の2回定時に行なうこととされました。

第二に、当初の選挙人名簿の作成についてであります。永久選挙人名簿への移行を容易にするため新たに名簿を調製することとせず、現に効力を有する選挙人名簿を修正して、これを縦覧に供し、永久名簿として確定させることとされました。したがって永久名簿の様式はカード式とすべき旨の要綱の方針については、当初の名簿確定後に、すみやかにカード式に改めるよう努めるものとされております。

第三に、選挙人名簿は永久にその効力を有するために、時が経るにつれて事実とかい離するおそれがあるので、名簿の正確性を期するために、名簿を選挙人の閲覧

に供し、選挙人は名簿に脱漏、誤載または誤記があると認めるときは、選挙人名簿の修正に関し調査の請求ができることとされました。

以上のような検討が加えられました結果、「公職選挙法の一部を改正する法律案」は、去る6月1日国会を通過し、同日公布されたのであります。この法律の内容は、別紙2の法律要綱のとおりであります。永久選挙人名簿に移行するために必要な経過措置としては、本年6月20日現在において選挙資格を有する選挙人を全国一斉に調査して、現行の選挙人名簿を修正し、9月30日に永久選挙人名簿としてこれを確定することにしております。

なお、とくに本年につきましては、本法施行後最初の追加登録を11月に行なうことに予定されております。

(2. 不在者投票制度)

選挙人名簿制度の改善につきましては、おおむね以上のような経過で具体化されたのであります。小委員会はひきつづき不在者投票制度の問題をとり上げ、その改善について検討をいたしております。現行の不在者投票制度につきましては、不在者投票の事由、不在者投票の方法、不在者投票の手続等について、従来その問題点が論議されているところであります。要は、選挙の当日正当な理由によって投票所におもむいて投票することのできない選挙人のための選挙権の行使の保障と投票における不正の混入の排除とその濫用防止の考慮をいかに調和して選挙の公正を確保するかということが問題であります。そこで、当委員会といたしましても、現行の不在者投票制度において、選挙人の選挙権の行使を不便にしていないかどうかという点を中心に、不在者投票の事由を緩和する必要があるか、不在者投票の方法について再検討する必要があるか、不在者投票の手続の簡素化あるいは合理化を図る必要があるか等の問題点について、事務当局から提出されました詳細な資料を基として審議を始めたところであります。

(四 今後の取扱い)

以上で当委員会のこれまでの審議状況に関するご報告を終えたいと存じますが、当委員会としては任期内に当委員会の任務とされた事項のすべてについては結論を得る

にいたらなかったのでありまして、第一委員会および第二委員会における審議の経過に応じて、さらに記号式投票、選挙管理機構の改善等の問題についての検討が今後における課題として残されることになったのであります。

政府におかれては、これらの残された問題についてすみやかに適切な結論を得ることができますよう配慮されることを期待することといたしたいのであります。

(別紙 1)

永久選挙人名簿制度要綱

第一 方 針

1. 選挙人名簿は、カード式の永久名簿とする。
2. 当初の選挙人名簿は、一定の基準日により、職権で調製する。
3. その後の選挙人名簿への登録については、登録の申告は随時にできるものとし、その登録は年に3回程度定時に行なうものとするが、併せて選挙管理委員会は、年に1回、登録資格を有することが明らかな者で未登録のものを職権により登録することができるものとする。
4. その後の選挙人名簿からの抹消は、職権によって行なうものとする。

第二 要 領

1. 当初の選挙人名簿の調製

当初の選挙人名簿は、とくに正確に名簿登録資格者を把握し、これを適正に登録する必要があるため、一定の基準日により全国的な一斉調査を行ない、その日現在において効力を有する基本選挙人名簿及び補充選挙人名簿の登録者及び未登録者の資格の有無について全面的に審査確認の上、あらたに永久名簿として調製するものとする。

(1) 一定の基準日現在により、その日まで引き続き3箇月以上その市町村の区域内に住所を有する者の選挙資格を調査し、一定日までに選挙人名簿を調製するものとする。

(2) (1)により調製した選挙人名簿は、一定期間縦覧に供するものとする。脱漏、誤載、誤記等については、この期間内に異議の申出をすることができるものとする。

(3) 選挙人名簿は、一定日をもって確定するものとする。

2. その後の選挙人名簿への登録

(1) その後の選挙人名簿への登録は、

(ア) 未登録者は、随時に選挙人名簿への登録の申告をし、選挙管理委員会は、

当該申告をした者について、年に3回程度定時に、登録要件を具備しているかどうかを調査の上、登録資格を有する者について登録するものとする。

(イ) 選挙管理委員会は、年に1回、登録資格を有することが明らかな者で未登録のものを職権により登録することができるものとする。

(2) 住所移転者が選挙人名簿への登録の申告をするときは、前登録市町村選挙管理委員会の発行する選挙人名簿登録抹消申請証明書を添付しなければならないものとする。

(3) 登録の申告をした者で登録しなかったものについては、縦覧期間前にその旨を本人に文書で通知するものとする。

3. 縦覧及び異議の申出

(1) 定時に、未確定の選挙人名簿を縦覧に供し、確定の手続をとるものとする。

(2) 脱漏、誤載、誤記については、この縦覧期間内に異議の申出をすることができるものとする。

(3) 縦覧方法については、市役所、町村役場又は選挙管理委員会の指定する公共的施設において縦覧に供さなければならないものとする。

4. 選挙人名簿の修正等

(1) 異議の申出に対して容認の決定をしたときは、登録、修正その他所要の措置をとるものとする。

(2) 選挙人名簿に登録されている者について、次の各号に定める措置をとるものとする。

(ア) 死亡したことを知ったときは、登録を抹消する。

(イ) 失権者であることを知ったときは、その旨を表示する。

(ウ) 住所を有しなくなったことを知ったときは、その旨を表示し、一定期間経過したときは、登録を抹消する。

(エ) 他の市町村から登録した旨の通知を受けたときは、登録を抹消する。

5. 選挙人名簿の様式及び保管

選挙人名簿は、カード式とし、命令で定める事項を記載するものとし、堅ろうな容器に保管しなければならないものとする。

6. 抄本の作成

- (1) 選挙管理委員会の定めるところにより、選挙人名簿の抄本を作製することができるものとする。
- (2) 選挙管理委員会は、選挙人名簿の抄本を作製したときは、閲覧その他適当な便宜を供与するように努めるものとする。

7. 住民基本台帳との関係

住民基本台帳が整備された場合には、これと永久選挙人名簿との調整を図るものとする。

(別紙 2)

公職選挙法の一部を改正する法律要綱

第一 総 則

選挙人名簿制度をカード式の永久選挙人名簿制度に改めるものとする。

第二 選挙人名簿への登録手続

1. 選挙人は、選挙人名簿への登録の申出を随時行なうものとするが、この場合において住所移転者は選挙人名簿の登録の異動に関する必要な文書を提出しなければならないものとする。
2. 市町村の選挙管理委員会は、登録の申出をした者について、あらかじめその選挙資格を調査し、選挙人名簿に登録すべき者として決定しておかなければならないものとする。
3. 市町村の選挙管理委員会は、毎年3月1日、9月1日までに申出をした者については、その後10日間の縦覧期間を経て、3月30日、9月30日にそれぞれ登録を行なうものとする。なお、9月1日の場合には、職権登録も併せ行なうことができるものとする。
4. 整理期間、縦覧期間が選挙期間と重複したときは、登録事務を選挙期日後に延期するものとする。

第三 選挙人名簿の抹消

1. 市町村の選挙管理委員会は、選挙人が死亡したとき又は他の市町村の選挙人名簿に登録されたときその他一定の事由に該当するときは、名簿から随時抹消するものとする。
2. 前項の場合のほか市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿に登録される資格を有しなくなった者について、直ちにその旨を表示し、表示後1年を経過したときは、選挙人名簿から抹消する手続をとるものとする。

第四 通報及び閲覧

1. 市町村長及び市町村の選挙管理委員会は、選挙人の住所の有無等の確認に関する資料につき相互に通報するものとする。

2. 市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿の閲覧その他の便宜供与に努めるものとし、また、選挙人は、名簿に脱漏、誤載等を発見したときは、その修正に関し調査の請求をすることができるものとする。

第五 経過措置

1. 政令で定める日に全国一斉に調査を行ない、その結果に基づき、その日現在で効力を有する選挙人名簿を調製するものとする。
2. 前項の調製された選挙人名簿は、一定期間の縦覧の後政令で定める日に確定し、永久選挙人名簿とすること。
3. 市町村の選挙管理委員会は、なるべくすみやかに、カード式名簿に切り替えるものとする。

第六 その他

1. 特別選挙権その他関係規定を整理するものとする。
2. その他必要な規定の整備を行なうものとする。
3. この法律は、政令の定める日から施行するものとする。